

八街市中央公民館施設の使用許可基準のお知らせ

令和6年10月

公民館は「社会教育法」に基づき設置された社会教育施設です。

そのため使用目的、内容によっては公民館を使用できない場合がございます。

今回、その判断基準となる「八街市中央公民館施設の使用許可基準」を新たに施行しましたのでお知らせいたします。

1. 基準を定めた理由

- ・活動内容が多様化してきているため
- ・施設の貸し出し許可・不許可判断の透明性向上を図るため



2. 新しい基準の主な内容

①使用できる団体の人数を3人以上と定義

②使用を許可しないケースを明記

- (1)賭博行為、騒音を伴う行為、不潔または不快な感情を与える行為等、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある使用
- (2)酒類の持ち込みや宴会をはじめ、主として飲食を目的とした使用
- (3)物品販売又は物品や広告物の展示及び販売を主目的とした使用
(ただし、行政機関が実施又は後援する事業、社会教育関係団体、社会福祉団体、地域団体等が実施する公益性のある催事等(バザー・模擬店・フリーマーケット等)を行う場合等を除く)
- (4)入場料等を徴収する使用
(ただし、社会貢献事業・チャリティー事業のため開催に必要な実費相当額のみを徴収する場合又は特定非営利活動法人、公益財団法人若しくは公益社団法人が収益を主目的とせず催事を開催する場合を除く)
- (5)商品、サービス等の無料説明会、無料体験会等、直接又は間接的に営利活動になる使用
- (6)消防法施行規則に規定する収容人員を超える使用

③やむを得ず使用許可を取り消すケースを明記

- (1)災害、感染症の流行等のため安全の確保が困難と判断した場合
- (2)公民館が災害対策基本法に基づく避難所に指定された場合

問い合わせ先

八街市中央公民館 〒289-1115 八街市八街ほ796番地1 043-443-3225

「八街市中央公民館施設の使用許可基準」はホームページで閲覧できます。

ホームページはこちらから

